

## 1. サービスの特徴とリスク

(A) 『maneo』は、お金を借りたい方（借り手）とお金を貸したい方（投資家）をマッチングするサービスです。

ローンファンドは、特定の事業を営むあるいは営もうとする複数の借り手に対して、運転資金、設備投資資金、仕入資金等を貸し付ける事業に投資するものです。

お客様は、maneo 株式会社（以下、maneo 社）との間で匿名組合契約を結んで maneo 社にお金を出資し、maneo 社がお客様の指定するローンファンドの複数の借り手に対して、そのお金を貸し付けるということになります。

このように、お客様は、maneo 社にお金を出資していただくことによって投資家となり、複数の借り手に対してお金を貸し付けるのと同様の経済的効果を得ることになります（但し、お客様は借り手に対して直接お金を貸し付けるわけではなく、maneo 社が借り手に対して貸し付ける原資となるお金を出資することになりますので、直接お金を貸し付けるものではありません。）

(B) お金を貸し付けたけれども、その借り手が返済をしなくなった場合には、お客様が当社にお支払いいただいた出資金の元本額が全額返ってこないおそれがあります。

(C) 借り手に対する貸付の中には、担保を設定したり、又は特定の個人あるいは法人が借り手の maneo 社に対する借入債務について連帯して保証するものもあります。このような貸付においては、借り手からの返済が滞った場合、maneo 社は、実質的な回収が見込まれる場合には、担保権の実行や保証人への請求により、貸付金の回収を図ることとなります。

但し、担保権を実行しても、担保物件の価値が下落していたり、担保物件の売却ができなかった場合や、保証人に資力がなかった場合等には、お客様が maneo 社にお支払いいただいた出資金の元本額が全額返ってこないおそれがあります。なお、maneo 社が取得する担保権は、主に以下となります。

例 1：抵当権（※1）

例 2：根抵当（※2）

例 3：質権（※3）

例 4：売掛債

例 5：動産、その他

maneo 社は、担保権の取得に際し、かかる担保の評価を行います。担保価値の低下や借り手及び保証人の資力の低下等により、maneo 社の借り手に対する貸付債権が全額回収されない結果、お客様が当社にお支払いいただいた出資金の元本額が全額返ってこないおそれがあります。

（※1）抵当権については、不動産市況や賃料水準その他の経済的要因による価値下落、土壌汚染等その土地に内在する瑕疵による価値下落、災害等の外的要因による価値下落、賃貸借関係に係る紛争等に起因する価値下落等が発生する場合があります。

（※2）根抵当権については被担保債権の元本が未確定であり、今後、貸付債権に係る債権者と債務者との間で別途消費貸借取引その他の取引を実施する場合には、かかる取引に基づく債権も被担保債権の範囲に組み込まれることとなる結果、個別の貸付債権に対する担保価値

が希釈化するおそれがあります。又、上記（※1）と同様の事象が発生する可能性があります。

（※3）質権設定する担保物、売掛債権、動産においても、外的要因、内的要因による価値下落のリスクを内在します。

(D) 貸付金の中には、借入人からの回収の引き当てとなる財産の範囲が限定されているもの、又は担保のないものもあります。このような貸付金については、引き当てとなる財産の価値の低下、又は借入人の返済能力の低下により、お客様が当社にお支払いいただいた出資金の元本額が全額返ってこないおそれがあります。

(E) 借り手からの返済が滞った場合であっても、お客様自身が、借り手に対して返済の督促を行うことはできません。万一このような行為が行われた場合には、刑法上の強要罪等に該当する可能性があります。

## 2. maneo 社及び maneo マーケット株式会社（以下、maneo マーケット社）の倒産リスク

- ・お客様は、maneo 社が本借入人に対して金員を貸し付ける事業に対して出資をすることになり、本借入人からの貸付金の返済及び利息の支払いがお客様への出資金の返還及び利益分配に充てられることとなります。従いまして、本借入人からの返済が滞ったり、本借入人の信用状況が悪化する等により、お客様に元本額が欠損する損失が発生する場合があります。

- ・maneo マーケット社は、お客様からの出資金の預託を受け、お客様への出資金返還金及び配当利益の預託を受け入れることとなりますので、maneo マーケット社について倒産手続が開始された場合には、お客様に対して出資金全額の返還をすることができないこととなる結果、お客様の出資金に欠損が生じる可能性があります。

## 3. 借入申込人の信用力の調査

お客様が、maneo 社にお金を出資されるかどうかについては、最終的にはお客様ご自身の判断ですが、お客様の出資の対象となる貸付事業に係る借り手の信用調査のため、maneo 社では、借り手から提示を受けた決算書や事業計画、キャッシュフロー計画等の分析を行い、かつ借り手の代表者に面談を実施したり、その事業所を訪問したりする等の審査をしております。

### (A) maneo 社による借入申込人の審査

お客様に対して借り手自身の作成する借入申込情報を提示する前の段階で、maneo 社は、以下のプロセスを経て、借り手の信用力について審査を行います。

(a) 借り手からの本人確認資料や決算申告書または収入証明資料の徴求

(b) maneo 社の加盟する外部信用情報機関に対する借り手（但し、自然人に限る）の過去・現在の債務履歴の照会

(c) 必要に応じて借り手からの事業計画及びキャッシュフロー計画を徴求

上記の審査の結果、maneo 社の与信の基準を満たさない借り手につきましては、審査を不合格とさせていただきます。

## 4. 保証人の信用力の調査

特定の個人あるいは法人が、借り手の maneo 社に対する借入債務について連帯して保証する場合、maneo 社では、保証人の信用力について、maneo 社が以下の基準に基づいて保証人の信用力を審査します。但し、かかる審査内容及び結果の詳細については、お客様に開示しておりません。

(A) 保証人が個人の場合

(a) 本人確認資料や収入証明資料の徴求

(b) maneo 社の加盟する外部信用情報機関に対する保証人の過去・現在の債務履歴の照会

(B) 保証人が法人の場合

(a) 会社謄本の徴求

(c) 信用力を判断するのに必要な業績疎明資料の徴求

審査の結果、maneo 社にて信用力が十分でないと判断した場合、保証不適格とさせていただきます。

## 5. 借り手からのお金の返済が滞った場合

貸し付けが実行された後に、借り手（及び保証人）からの返済が滞った場合には、お客様に対する配当もできなくなります。借り手（及び保証人）に対しては、maneo 社が返済の督促を行いますので、お客様から直接督促をすることはできません。借り手（及び保証人）が期限の利益を喪失した場合には、maneo 社は借り手（及び保証人）に対して督促いたします。

また、借り手（及び保証人）が約定返済をしない場合、借り手（及び保証人）について貸付契約に定める期限の利益喪失事由が生じた場合、その他 maneo 社が合理的に必要と認める場合には、maneo 社は、外部の債権管理回収業者、弁護士その他の第三者等（以下「債権回収受託者等」といいます。）にその回収を委託することや、借り手（及び保証人）に対する債権を第三者に譲渡することを検討する場合があります。

第三者に対して何らかの代金額で債権を譲渡した場合には、その譲渡代金がお客様への分配の引き当てとなりますが、その金額は相当低いものとなり、お客様が maneo 社に出資いただいた金額の全部又は大部分が回収不能となることが予想されます。なお、maneo 社は借り手（及び保証人）に対する債権を出資金の返還に代えてお客様に譲渡することはいたしませんので、返済が延滞した債権をお客様が maneo 社に代わって取り立てることもできません。